

昭和二十四年人事院規則一一四

人事院規則一一四（現行の法律、命令及び規則の廃止）

人事院は、国家公務員法に基き、現行の法律、命令及び規則の廃止に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則一一四（昭和二十四年一月十五日施行）

1 法附則第十四条の規定及び国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）の規定により、官吏任用叙級令（昭和二十一年勅令第百九十号）は、ここに、廃止する。

2 規則一三〇は、廃止する。但し、同規則の規定により提出された審査の請求は、規則一三一一の規定による審査の請求とみなす。この場合において、必要と認めるときは、人事院は、請求者にその審査請求書の補正を命ずることができる。（昭和二十四年八月二十日施行）

3 規則一五―五は、廃止する。（昭和二十四年十月二日施行）

4 規則一〇―〇は、廃止する。（昭和二十四年六月一日適用）

5 規則九―〇は、廃止する。（昭和二十六年一月一日適用）

6 規則一―一は、廃止する。（昭和二十六年九月十日適用）

7 規則九―一〇は、廃止する。（昭和二十六年十二月十六日施行）

8 規則一―八は、廃止する。（昭和二十七年四月一日適用）

9 規則一―二は、廃止する。（昭和二十七年四月二十八日適用）

10 次に掲げる規則は、廃止する。（昭和二十七年六月一日施行）

規則二―二

規則七―〇

規則七―一

規則七―二

規則七―三

規則七―四

規則八―〇

規則八―一

規則八―二

規則八―三

規則八―四

規則八―五

規則八―七

規則八―八

規則八―九

規則八―一〇

規則八―一一

規則一一―〇

規則一一―三

職員任用及び分限については、次に掲げる旧令の例によらないものとする。（昭和二十七年六月一日施行）

税関監吏賞罰規則（明治二十三年勅令第二百十八号）

看守休職の制（明治二十三年勅令第二百二十八号）

外交官領事官及書記生任用令（明治二十六年勅令第百八十七号）

官吏の勤続に関する件（明治二十六年勅令第百九十八号）

外交官領事官及貿易事務官特別任用に関する件（明治三十年勅令第二百九十号）

官吏分限令（明治三十二年勅令第百二十二号）

官立公立の学校又は図書館の職員と教官その他教育事務に従事する文官との間の転任に関する件（明治三十二年勅令第四百五十六号）

文官試験及び見習に関する件（明治四十三年勅令第二百七十五号）

執達吏の待遇に関する件（大正七年勅令第百六十一号）

三級官吏特別任用叙級令（大正九年勅令第百五十七号）

特定郵便局長等の任用に関する件（大正九年勅令第百五十八号）

規則九—三六
規則九—三九は、廃止する。(昭和三十九年九月一日適用)
次に掲げる規則は、廃止する。

規則八一五
規則八一六

規則九—三

規則九—四

規則九—三七

規則九十三八

規則一四一

(昭和二十九年)

次に掲げる規

規則四—〇

規則五〇八

（昭和四十年五）

規則九十四一

次こ喝ずる規

規則二十五

規則二一六

規則一四一六

(昭和四十一年)

次に掲げる規

規則一四〇

規則一四一

規則一四—二

規則一四—三

(昭和四十一年)

規則一六一

は、なお従前

次に掲げる規

規則九十四

規則九—四五

(昭和四十二年
見別九四六)

規則一五三

規則一五三

規則九十四

次こ喝ずる規

規則九一二三

規則九—三—二

規則九—五〇

規則九—五—一

(昭和四十五年)

規則八一七

規則九—五二

規則一四一

70 69 68 67	66 65 64 63 62 61	60 59 58	57 56 55 54 53 52 51	50	49	48 47 46
規則九一八八は、廃止する。 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一九〇	規則九一八八は、廃止する。 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一八五 規則九一八六 (昭和六十三年十二月二十四日施行) 規則一五一一〇は、廃止する。 (昭和六十四年一月一日施行) 規則九一八七は、廃止する。 (平成元年十二月十三日施行) 規則九一八八は、廃止する。 (平成二年十二月二十六日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一九〇	規則九一七九は、廃止する。 次に掲げる規則は、廃止する。 規則一五一一四 規則一五一一六 (昭和六十一年一月一日施行) 規則九一七七は、廃止する。 (昭和六十一年六月一日施行) 規則九一七八は、廃止する。 (昭和五十九年十二月二十二日施行) 規則九一七九は、廃止する。 (昭和六十年十二月二十一日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則一五一一四 規則一五一一六 (昭和六十一年一月一日施行)	規則九一七三三は、廃止する。 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一七四 規則九一七五 規則九一七六 (昭和五十八年三月三十一日施行) 規則九一七八は、廃止する。 (昭和五十九年十二月二十二日施行) 規則九一七九は、廃止する。 (昭和六十年十二月二十一日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則一五一一四 規則一五一一六 (昭和六十一年一月一日施行) 規則九一六九は、廃止する。 (昭和五十二年十二月二十一日施行) 規則九一七〇は、廃止する。 (昭和五十三年十月二十一日施行) 規則九一七一は、廃止する。 (昭和五十四年十二月十二日施行) 規則九一七二は、廃止する。 (昭和五十五年十一月二十九日施行) 規則一四一一二は、廃止する。 (昭和五十六年三月二十九日施行) 規則九一七三三は、廃止する。 (昭和五十六年十二月二十四日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一七四 規則九一七五 規則九一七六 (昭和五十八年三月三十一日施行)	規則九一六六 規則九一六七 (昭和五十年十一月七日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一六六 規則九一六七 (昭和五十年十一月七日施行)	規則九一六一 規則九一六二 規則九一六三 規則九一六四 (昭和五十年十一月七日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一六一 規則九一六二 規則九一六三 規則九一六四 (昭和五十年十一月七日施行)	規則九一五三三は、廃止する。 (昭和四十七年十一月十三日施行) 規則九一五六は、廃止する。 (昭和四十八年九月二十六日施行) 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九一六〇 規則九一六五 (昭和四十九年十二月二十三日施行)

規則九一九一
（平成三年十二月二十四日施行）
規則九一八三は、廃止する。（平成四年一月一日施行）
規則一一一七は、廃止する。（平成四年四月一日施行）
規則一四一四は、廃止する。（平成四年五月一日施行）
規則九一九二は、廃止する。（平成四年十二月十六日施行）
次に掲げる規則は、廃止する。

規則九一九四
規則九一九五
（平成五年十一月十二日施行）
次に掲げる規則は、廃止する。
規則一五一一
規則一五一九
規則一五一一
規則一五一二
規則一五一一三
（平成六年九月一日施行）

規則九一九六は、廃止する。（平成六年十一月七日施行）
規則二一七は、廃止する。（平成七年四月一日施行）
規則九一九八は、廃止する。（平成七年十月二十五日施行）
規則九一〇〇は、廃止する。（平成八年十二月十一日施行）
規則九一五八は、廃止する。（平成九年四月一日施行）
規則九一〇一は、廃止する。（平成九年十二月十日施行）
規則九一五九は、廃止する。（平成十年一月一日施行）
規則一四一五は、廃止する。（平成十年三月十九日施行）
規則一四一六は、廃止する。（平成十年四月二日施行）
規則九一〇四は、廃止する。（平成十年十月十六日施行）
規則九一〇六は、廃止する。（平成十一年十一月二十五日施行）
次に掲げる規則は、廃止する。
規則九一九
規則一一一六
（平成十三年一月六日施行）
規則一四一二は、廃止する。（平成十四年七月三十一日施行）
次に掲げる規則は、廃止する。

規則九一〇八
規則九一〇九
規則九一一〇
（平成十四年十二月一日施行）
規則九一一一は、廃止する。（平成十五年十一月一日施行）
規則九一二二は、廃止する。（平成十五年十一月一日施行）
規則九一五七は、廃止する。（平成十六年四月一日施行）
次に掲げる規則は、廃止する。
規則九一六八
規則九一〇五
規則九一一三
規則九一一四
（平成十六年十月二十八日施行）

規則九——〇三
規則九——二六
規則九——二七
規則九——二八

(平成十八年四月一日施行)

規則九一一九は、廃止する。（平成二十年四月一日施行）

次に掲げる規則は、廃止する。

規則一四一四

規則一四一〇

(平成二十年十二月三十一日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則六—C

規則六十一

規則六—二
規則六—三

規則六十三

規則八十一 三
規則八十二 四

規則八二〇

規則一〇二〇

（平成二十二年四月一日施行）

平成二十一年四月一日施行）
次に掲げる規則は、廃止する。

見則九一二四

規則九
十一
二
二
五

規則九十一
二六

規則九十一
二二七

規則九十一
二二八

（平成二十四年）

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九一三〇

規則九十一
三三

規則九十一
三三三

規則一五——一六

(平成二十五年二月十五日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九—二〇

規則九—三三三

(平成二十六年四月一日施行)

規則一〇―九は、廃止する。（平成二十六年五月二十九日施行）

規則九―四二は、廃止する。

規則二―一は、廃止する。（平成二十六年五月三十日施行）

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九—一三四

規則九—一三六

7
(平成二十七年一月三十日施行)

規則九―一三八は、廃止する。（平成二十八年一月二十六日施行）

規則一〇―三は、廃止する。(平成二十八年五月三十日施行)
次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三九

規則九―一四〇

規則九―一四一

規則九―一四二

規則九―一四三

(平成三十年四月一日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三五

規則九―一四四

規則九―一四五

(平成三十一年四月一日施行)

規則九―一四六は、廃止する。(令和三年四月二日施行)

規則一四―二三は、廃止する。(令和三年十一月二日施行)

規則二―一三は、廃止する。(令和四年四月一日施行)

規則一―九は、廃止する。(令和五年四月一日施行)

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一四九

規則九―一五〇

(令和六年四月一日施行)

附 則 (昭和六〇年二月二日人事院規則一―四―二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月三〇日人事院規則一―四―二)

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二日人事院規則一―四―三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二日人事院規則一―四―四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二日人事院規則一―四―五)

この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

附 則 (昭和六三年一〇月三日人事院規則一―四―六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二日人事院規則一―四―七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年二月一三日人事院規則一―四―八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月二六日人事院規則一―四―九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月二四日人事院規則一―四―一〇)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十一項に係る部分は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成四年一月一七日人事院規則一―一八) 抄

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年四月六日人事院規則一―四―一一)

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年二月一六日人事院規則一―四―一二)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成五年一月二二日人事院規則一四一三）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成六年七月二七日人事院規則一一一九）
この規則は、平成六年九月一日から施行する。
- 附 則（平成六年二月七日人事院規則一四一四）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成七年三月三一日人事院規則二一三一三）抄
（施行期日）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則（平成七年一〇月二五日人事院規則九一〇〇）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成八年二月二一日人事院規則九一〇一）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年一月三一日人事院規則一一二二）
この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成九年二月一〇日人事院規則九一〇四）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成九年二月一九日人事院規則一一四一五）
この規則は、平成十年一月一日から施行する。
- 附 則（平成一〇年三月一九日人事院規則一一四一六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一〇年四月二日人事院規則一一四一七）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一〇年一〇月一六日人事院規則九一〇六）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一一年一月二五日人事院規則九一〇八）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一二年六月三〇日人事院規則一一二九）
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則（平成一二年二月二七日人事院規則一一三二）抄
（施行期日）
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則（平成一四年七月三一日人事院規則一一四一八）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一四年二月二二日人事院規則一一四一九）
この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。
- 附 則（平成一五年一〇月二六日人事院規則九一一三）抄
（施行期日）
この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。
- 附 則（平成一五年一〇月二六日人事院規則九一一四）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月五日人事院規則一一四二)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年一〇月二八日人事院規則一一四一二〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月七日人事院規則九一一一六) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一日人事院規則一一四三) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一日人事院規則一一五一)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二五日人事院規則一一五三) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十年十二月三十一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一八日人事院規則一一四一二)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二九日人事院規則一一四一二) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二五日人事院規則一一四一二三) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日人事院規則一一四一二四) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日人事院規則一一六二) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日から施行する。ただし、第二条(規則一一四に第百三項を加える部分に限る。)及び第十四条並びに附則第四条、第六条(規則一一三四別表の三の表の改正規定に限る。)、第七条(第六条の規定による改正前の規則一一三四別表の三の表規則一〇一九(民間派遣研修)の項に掲げる人事管理文書の保存期間に係る部分に限る。)及び第九条(規則一一五七第一条第一項の表規則一〇一九(民間派遣研修)の項を削る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日人事院規則二一〇一六) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月三〇日人事院規則一一四一二五) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二六日人事院規則九一一四〇) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年五月三〇日人事院規則一一四一二六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月一日人事院規則一一四一二七) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一日人事院規則二一四―二八）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月一日人事院規則九一五四―九）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和三年四月二日から施行する。

附 則（令和三年一月二日人事院規則二一四―二九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則二一七九）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（雑則）

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（令和四年三月三〇日人事院規則二一五）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日人事院規則二一四―三〇）

この規則は、公布の日から施行する。